

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から45年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から45年1月まで

私は、昭和48年に社会保険事務所（当時）から、国民年金保険料の追納についての文書が届いたため、A市役所に同文書を持参し、同市の職員から追納に係る指導を受け、納付書を作成してもらい一括で納付した。最近、年金事務所から、申立期間に係る保険料の還付請求書が送られてきたが、今までこのような通知が来たことはない。

私の知らないところで記録が訂正されている上、今さら還付では納得できないので、申立期間の記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者台帳及びオンライン記録では、申立期間は未加入期間とされているが、申立人は、申立期間の国民年金保険料（9,650円）を昭和48年9月7日付けで追納したことを示す領収書を所持している。

また、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、当初法定免除期間とされていた昭和38年4月から39年4月までの期間及び申立期間に係る保険料が、48年9月7日付けで追納されたことが記載されているが、国民年金被保険者台帳には、38年4月から39年4月までの保険料のみが収納された記録とされているなど、申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳には、昭和36年5月20日に「強制」で被保険者資格を取得後は、資格喪失に係る記載は無く、61年

4月1日に第3号被保険者資格を取得したことのみに確認できるところ、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間を含む38年4月から45年1月までの期間が法定免除期間とされていたが、39年5月7日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、国民年金被保険者資格を喪失後、39年11月に婚姻したことから、申立人は任意加入被保険者となり、申立期間は、制度上、法定免除とならない期間であり、申立人が追納した申立期間の保険料は、本来還付する必要があったが、年金事務所では、当該保険料を還付した事実を確認できないとしている。

したがって、申立人が申立期間の保険料を納付し、これが長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、制度上、強制加入被保険者となる要件を欠き、資格喪失しているため被保険者となり得ないことを理由として、申立期間の被保険者資格及び保険料納付を認めないとするのは、信義衡平の原則に反するなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

なお、申立人は、申立期間のうち、昭和40年9月から同年12月までの国民年金保険料相当額を納付していたと認められるが、当該期間については、申立人は厚生年金保険被保険者期間とされていることから、当該期間を納付済期間として記録訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和35年4月1日にA社（現在はB社）に入社し、平成13年5月31日に定年で退職するまで勤務したが、本店営業部からC支店への転勤した時の厚生年金保険の資格喪失日を38年9月1日とするところを38年8月31日と会社が届けたことにより、同年8月が厚生年金保険に未加入となっているので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所から提出された申立人に係る在籍証明書、人事記録及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年9月1日付けで、A社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たと認めていることから、事業主が昭和38年8月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年8月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の

告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を21万1,000円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を42万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 10 日
② 平成 19 年 12 月 10 日

申立ての事業所から支給された平成19年7月10日及び同年12月10日の賞与に係る厚生年金保険料は、事業主により総支給額に基づき控除されている。ところが、事業主は差引支給額を当該期間の標準賞与額として届け出ており、その後、平成23年2月に標準賞与額を総支給額に訂正する届出を年金事務所に提出している。

このため、私の厚生年金保険の記録が年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間①及び②における標準賞与額は、当初それぞれ18万6,000円及び37万3,000円と記録されたが、申立ての事業所が、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の訂正届を平成23年2月に提出したため、それぞれ21万1,000円及び42万2,000円に訂正され

た。

しかし、訂正日は徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 2 月 24 日であることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（21 万 1,000 円及び 42 万 2,000 円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（18 万 6,000 円及び 37 万 3,000 円）となっている。

今回、申立てを受けて、申立事業所から提出された賞与明細書により確認したところ、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額（21 万 1,000 円及び 42 万 2,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 2 月に、事業主が申立人の申立期間に係る被保険者賞与支払届の訂正届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び②の訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成4年1月27日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成3年8月から同年12月までの標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月31日から4年6月15日まで

私は、A社に平成元年5月1日に入社し、同社が倒産する4年6月15日まで継続して勤務し給料も支給されていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人を含む20人について、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年8月31日以降の4年1月24日に、3年10月の厚生年金保険の標準報酬月額の定時決定が遡って取り消されている上、申立人を含む5人は4年1月27日に、また、別の19人は同年1月24日に、それぞれ同社における厚生年金保険の被保険者資格を3年8月31日に喪失した旨の処理が遡って行われていることが確認できる。

しかしながら、A社は法人事業所であり、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、常時従業員が在籍し、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、社会保険事務所（当時）において、当該適用事業所でなくなった処理及び申立人の厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる処理等を遡って行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年8月31日にA社

における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の記録処理は有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は、上記社会保険事務所の処理日である4年1月27日であると認められる。

また、申立期間のうち、平成3年8月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、訂正前のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成4年1月27日から同年6月15日までの期間については、上記のとおり、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に同年6月15日まで継続して勤務していたことは認められるものの、複数の同僚等が保管していた平成4年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び給与支給明細書によれば、当該期間の厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間のうち、平成4年1月27日から同年6月15日までの厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、平成4年1月27日から同年6月15日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における船員保険被保険者の資格取得日は昭和36年5月19日、資格喪失日は37年2月1日であると認められることから、申立期間②に係る資格喪失日（昭和36年7月27日）及び資格取得日（昭和36年8月27日）を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年10月2日から同年11月2日まで
② 昭和36年7月27日から同年8月27日まで
③ 昭和37年2月1日から同年4月20日まで

申立期間①について、私は昭和32年10月2日から33年8月11日まで、B社のC丸に乗船した。しかし、申立期間①が未加入期間となっており、納得できない。

申立期間②については、昭和36年5月からA社に勤務し、D丸に乗船していたが、途中、父親の葬式のため下船し、休暇を取得したことがあったものの、37年1月31日まで継続して勤務していた。しかし、申立期間②の休暇期間中が未加入期間となっており、納得できない。

申立期間③については、A社で昭和37年2月から約3か月間の休暇を取得して海技免許の講習を受け、合格したので、同年4月20日からE丸に乗船した。しかし、申立期間③の休暇期間中が未加入期間となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立内容等により、申立期間②について、申立事業所に継続して勤務していたことが推認される。

また、申立期間②について、申立人に係る船員保険被保険者台帳を見ると、A社の船舶所有者名又は名称欄に「*」として昭和36年5月19日に資格取得、同年7月27日に資格喪失、及び同社「*」として同年8月27

日に資格取得、37年2月1日に資格喪失の記録が記載されていたことが確認できる。当該2つの記録は、時期は不明であるが抹消され、下欄に「*」として36年5月19日に資格取得、37年2月1日に資格喪失と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社は、申立人が昭和36年7月27日に被保険者資格を喪失し、同年8月27日に再度取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行った後に、当該届出の取消しの届出を行ったものと認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る被保険者台帳の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①について、B社において船員保険の被保険者記録がある同僚3人に照会したところ、2人から回答があったが、申立人の勤務期間及び給与からの船員保険料の控除についての供述が得られなかった。

また、B社は、「申立期間当時の状況が分かる者は皆亡くなっている上、申立期間①当時の人事・賃金関連の資料は無く、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

さらに、申立期間①に係るB社の船員保険被保険者名簿には、申立人の名前は見当たらず、被保険者記号番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、船員手帳を所持していないため、申立事業所における雇入及び雇止年月日を確認できない。

- 3 申立期間③について、申立期間③にA社に船員保険の被保険者記録がある同僚4人に照会したところ、3人から回答があり、そのうちの1人は「申立期間③は、申立人を含む3人で海技免許の講習を受けた期間であり、私は失業保険を貰うため、いったん退職した。申立人も同じ状況であったと思う。」と供述しているところ、当該同僚の申立事業所に係る被保険者名簿の備考欄には失業保険を受給したと認められる「(失)」の押印が確認でき、申立人の当該名簿の備考欄にも当該同僚と同様に「(失)」の押印が確認できる。

また、A社は既に解散しているため、申立期間③に係る申立人の状況について確認できない。

加えて、申立人は、船員手帳を所持していないため、申立事業所における雇入及び雇止年月日を確認できない。

- 4 このほか、申立人の申立期間①及び③の船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から同年 12 月まで

私は、勤務していた事業所を退職する際に国民年金及び国民健康保険の加入手続をするように言われ、自分でもその認識があったことから、昭和 58 年 7 月頃に A 町役場（当時）で加入手続を行い、その後、数か月に 1 度定期的に保険料を納付していたはずであるので、申立期間が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 7 月頃に A 町役場で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、その後、数か月に 1 度定期的に保険料を納付していたと申し立てている。

しかしながら、申立人の A 町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によれば、申立期間直後の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの保険料を時効直前の 61 年 2 月 6 日に過年度納付していることが確認できること、及び日本年金機構は、申立人が国民年金に再加入した際の資格取得日（昭和 58 年 7 月 15 日）の事務処理日を 61 年 2 月 26 日としていることを踏まえると、申立人が国民年金の再加入手続を行った時期は 61 年 2 月頃と推測でき、当該時点では、申立期間の保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

また、仮に申立人が昭和 58 年 7 月頃に A 町役場で再加入手続を行っていた場合、同町役場は申立人に係る資格取得届の社会保険事務所（当時）への進達に 2 年以上要したこととなり、このことは、通常の事務処理では考え難く、ほかに申立人が 58 年 7 月頃に再加入手続を行っていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、加入手続後は、数か月に1度定期的に保険料を納付していたとしているが、A町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によれば、申立期間直後の昭和59年1月から同年3月までの保険料を61年2月6日に過年度納付した以降、59年4月から61年2月までの保険料については、毎月の現年度納付に併せて、定期的に過年度納付していることが確認できることから、申立人は当該期間の保険料の記憶と混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年10月から49年3月まで

私は、高校を卒業後、昭和47年4月から49年9月まで専門学校に在学し、A市に住んでいたが、私が20歳になった48年*月頃に、実家の母親が、B町役場C出張所(当時)で国民年金の加入手続をしてくれた。

当時、集金人が国民年金保険料を1、2か月ごとに自宅に集金に来ており、母親が両親と私の3人分の保険料を納付してくれていた。

常々、母親から「国民年金に加入し、保険料はずっと納付している。」と聞いており、当時の集金人に確認すれば証言してくれると思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿により、昭和50年1月4日に払い出されていることが確認でき、払出時点で、申立期間の保険料は過年度納付することは可能であったものの、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は現在入院中のため事情を聴取できない上、申立人は申立期間当時、母親と同居していた妹への聴取を拒否しているため、保険料納付等に係る具体的な状況を確認することができない。

また、申立人の実家のある地区の国民年金保険料を集金していた集金人は、「私は、B町役場から届いた納付書で毎月保険料を集金し、役場に納めていたが、同町役場から届く現年度保険料の納付書によって集金しており、過年度保険料は取り扱っていなかった。また、集金人は国民年金の加入手続は取り扱っていないので、申立人の加入時期及び納付開始時期につ

いては分からない。」とし、C市（B町を合併）は、「申立期間当時、集金人は市町村で取り扱える現年度保険料のみを集金しており、過年度保険料は取り扱っていない。」と回答していることから、前述の国民年金手帳記号番号払出時点で、現年度保険料となる昭和 49 年 4 月以降についてのみ保険料が納付済みとなっていることに不自然さはない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1186 (事案 334 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 61 年 3 月まで
私の夫が、昭和 54 年 1 月 4 日に国民年金の任意加入手続を行ってくれ、61 年 3 月まで保険料を納付してくれていた。

しかし、年金事務所の記録では、昭和 57 年 7 月分から 58 年 11 月分までが未納、58 年 12 月分から 61 年 3 月分については、58 年 12 月 3 日に任意加入被保険者の資格を喪失したことによる未加入となっており、納付できない。

新たな資料は無いが、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人自身は、国民年金保険料の納付に直接関与していなかったため、国民年金の加入及び喪失の手続、国民年金保険料の納付状況等について詳細を承知していないこと、ii) 申立期間において、昭和 58 年 12 月 3 日に国民年金の任意加入被保険者の資格を喪失したことがオンラインの記録、社会保険事務所(当時)の特殊台帳、市役所が保管している被保険者名簿において確認でき、申立人が所有している年金手帳の「国民年金の記録」(被保険者でなくなった日)欄に 58 年 12 月 3 日と記載があることから、加入資格喪失の届出が行われたことが推認でき、申立期間のうち 58 年 12 月から 61 年 3 月までについては、未加入期間となるため、国民年金保険料を納付できない期間であることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 8 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人から、申立人の夫が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す新たな資料等の提出は無く、

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月 15 日から同年 9 月まで

私は、昭和 55 年 3 月から A 社に勤務していたが、62 年 2 月に入った頃に会社から「次の仕事を探してくれ」と言われた。離職をうながされた日から一週間もたたないうちに急患として入院し、62 年 2 月から同年 9 月までの間入院した。

入院したときは、まだ会社に在籍していたし、会社の健康保険が使えたこともあり、厚生年金保険の期間であると思っていた。

しかし、ねんきん特別便を見ると、入院していた期間は未加入となっているので、厚生年金保険の記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は、昭和 62 年 2 月 15 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 2 月 18 日に健康保険被保険者証を返納していたことが確認できる。

また、同じく被保険者原票から、B 病院において受診した疾病について、同年 2 月 23 日に健康保険継続療養証明書が交付されたとする記録がみられることから、申立人は申立ての期間は、健康保険継続療養給付を受けていたものと推認できる。

さらに、申立人の雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立事業所を昭和 62 年 2 月 14 日に離職したことが確認でき、このことは、社会保険事務所（当時）の被保険者原票の記録と一致する。

このほか、申立事業所は既に解散しており、当時の事業主は、事業所の資料は残っていないとしているなど、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月頃から 40 年 5 月頃まで

私は、昭和 39 年 7 月に A 社を退職して、次の仕事を探している時に、前職場で同僚だった知人の紹介で B 社に採用され、勤務していた。

申立期間の厚生年金保険の加入記録が全く無いのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所で申立期間に厚生年金保険の加入記録がある同僚 17 人に照会したところ、13 人から回答があり、そのうち 3 人が申立人が勤務していたことを記憶しており、申立人は申立ての事業所で、期間は不明であるが勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間を含む昭和 39 年 6 月 10 日から 40 年 6 月 1 日までの資格取得者についてみると、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も無いことが確認できる。

また、申立ての事業所で申立期間に厚生年金保険の加入記録がある社内事務を担当していた同僚は、「当時は、現在のように雇用契約書も無く、会社は臨時工及び日雇労働者等の様々な雇用形態で採用していた。臨時工は厚生年金保険に加入させておらず、国民年金に加入するよう説明していた。」と供述している。

さらに、申立人が申立ての事業所を紹介してくれたと記憶する同僚は、「申立人の申立ての事業所における雇用形態や厚生年金保険への加入の有無は不明である。」と供述している。

加えて、申立ての事業所は、当時の関係資料を社屋移転の際に廃棄している

ため、申立期間に係る申立人の雇用形態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から61年12月まで

私は、A社に勤めている頃、他の会社で自分と同じ事務員をしている友人と、給料や年金掛金の話をした際に、自分はその友人より低いと感じ、以来、自分の会社は、社会保険事務所（当時）に実際より低い金額を届け出ているのではないかという疑念を持つようになった。

今回、ねんきん定期便で確認したところ、退職する直前3年前から給料は月に14万6,000円もらっていたはずなのに、13万4,000円の記録になっている。

私は、会社が社会保険事務所に払う社会保険料を少なくするために、実際の給料より低い給料金額を社会保険事務所に届けていたと思っているので、調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所の申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているところ、申立人の申立期間に係る報酬月額については、申立ての事業所が保有する申立人に係る標準報酬決定通知書の写しから、標準報酬月額13万4,000円に見合う報酬月額が届出されていることが確認できる上、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認すると、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

また、申立人から提出された昭和61年分源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された額が、オンライン記録の標準報酬月額から計算した健康保険及び厚生年金保険の保険料に、雇用保険料の額を加算した額とほぼ近似することから、申し立ての事業所が、標準報酬月額13万4,000円に見合う厚生年金保険料を控除していたものと推認される。

さらに、申立事業所において、申立期間に在籍していた被保険者の標準報酬

月額を見ると、従前の標準報酬月額から1等級から2等級高くなっている者もみられるものの、申立人と同じように標準報酬月額が変わらない者もみられることから、申立事業所が申立人の標準報酬月額を意図的に低く届け出たことをうかがわせる事実は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 41 年 1 月 31 日から 43 年 1 月 1 日まで

私は、高校を卒業した後、昭和 40 年 4 月に A 社に就職し、同社 B 支店に勤務した。店長から、B 支店はできたばかりなので頑張ってください、と激励があり、商品知識や営業の方法を数か月習った後に一人で営業ができるようになった。41 年 2 月に C 支店に転勤となり、42 年の年末に退職したが、申立期間の年金記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、申立事業所において昭和 40 年 8 月 1 日から 41 年 1 月 31 日までの期間は厚生年金保険の加入記録が確認できる上、申立人の申立事業所での雇用保険の加入記録は、40 年 8 月 1 日に資格取得、41 年 1 月 30 日に離職となっており、厚生年金保険の加入記録と符合している。

また、申立事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、所在が判明した 23 人に照会したところ、6 人から B 支店又は C 支店に勤務していたと回答があったが、申立人を覚えている者はいない上、申立事業所は 43 年 2 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人が記憶する同僚も死亡又は所在が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除等について確認することができない。

さらに、申立期間①及び②の期間について、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者番号をオンライン記録及び被保険者原票で確認したが欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

加えて、申立事業所の複数の元役員は、「申立事業所は、多数の営業社員がいたが、営業社員は、給料が歩合給のみになった時から厚生年金保険には加入

していなかったと思う。」としていることから、申立事業所は、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかったことがうかがわれる。

このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月11日から35年2月1日まで

私は、昭和33年8月11日から35年1月31日までA社に、昭和36年1月12日から同年8月15日までB社に勤務したが、日本年金機構から送られてきた文書によると、両社での期間(25か月)について脱退手当金を受け取ったとされている。

しかし、私は、B社については脱退手当金を受け取ったことは記憶しているが、A社について脱退手当金を受給した記憶は無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社を退職後に同社に係る脱退手当金のみを請求し、受給したと主張しているところ、同社における申立人の厚生年金保険の被保険者期間は7か月であり、当時の脱退手当金の支給要件(24か月)を満たさない上、厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立事業所に係る厚生年金保険記号番号及び資格取得日(昭和33年8月11日)が記載され、脱退手当金の支給額の計算の基礎となった期間として、申立期間である18か月が合算されていることを踏まえると、申立期間の脱退手当金は申立人が受給を認めている期間と合わせて受給したものと認められる。

また、B社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱支給済*」の表示が記されている上、厚生年金保険脱退手当金支給報告書には決裁番号(*)、支給額、支給年月日等が記載されているとともに、当該支給報告書の記載内容とオンライン記録は一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつか見えない。

なお、申立人が申立期間の前に勤務していた3社については、脱退手当金が

未請求となっているが、当該期間は、A社及びB社とは別の厚生年金保険手帳記号番号で管理されていたことを踏まえると、当該期間が未請求となっていることに不自然さはいかたがえなない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から同年11月1日まで
② 昭和29年3月3日から30年1月1日まで
③ 昭和30年5月21日から同年10月1日まで

私の父親は、厚生年金保険の加入記録が見つかった昭和28年11月1日から29年3月3日までの期間を除いて、A社B事業所で昭和26年8月から、51年4月30日に退職するまで、途中で辞めることなく引き続いて働いていた。

しかし、厚生年金保険の加入記録では、申立期間①から③までの期間の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社C部署が発行する証明書により、申立人は、昭和26年6月1日に臨時工として入社し、28年3月31日に退職、再度、29年12月1日に臨時工として入社し、30年5月20日に退職、再々度、同年8月22日に臨時工として入社し、34年10月1日に工員採用替となった後、51年4月30日に定年退職をしていることが確認できることから、申立期間②のうち、29年12月1日から30年1月1日までの1か月、及び申立期間③のうち、同年8月22日から同年10月1日までの約2か月は、申立事業所で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票によると、整理番号*で、昭和26年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、28年4月1日に資格を喪失し、整理番号*で、30年1月1日に資格を取得し、同年5月21日に資格を喪失し、整理番号*で、同

年 10 月 1 日資格を取得し、51 年 5 月 1 日に資格を喪失していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

また、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚に照会した結果、10 人から回答があったが、いずれも申立人を知らないとしている。

さらに、回答のあった同僚のうち 6 人は、いずれも申立事業所における厚生年金保険の加入記録は、申立人と同じように途中の記録が無いことが確認できるが、同僚 6 人のいずれも、申立事業所に臨時工で入社し退職した後、再度、臨時工で入社しその後正社員になったと回答しており、入社と退職を繰り返し申立事業所で勤務していない期間があることがうかがわれる上、回答のあった同僚のうちの 1 人は、「入社してすぐに厚生年金保険に加入していなかったかもしれない。」としており、別の 1 人は、「退職して再入社するまでに半年も空けず、すぐ採用になった。」としているが、同人の厚生年金保険の加入記録では、被保険者の資格を喪失後、再取得するまで 6 か月の空白期間があることから、申立事業所では、申立期間当時、入社してすぐに厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことがうかがわれる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 20 日から 44 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 38 年 9 月から 44 年 3 月末まで A 社に勤務した。

私の同社に係る年金記録では、申立期間の標準報酬月額が従前より下がっている期間があるが、同社に勤務している期間に給与が減額された記憶は無い。

年金事務所の記録に疑問があるので、申立事業所に係る全期間の標準報酬月額を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てており、申立事業所の勤務期間中に給与支給額が減額された記憶は無いとしているところ、申立事業所が保管する当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者報酬月額変更届により、事業主は、申立人の当該期間に係る標準報酬月額をオンライン記録どおりに届け出ていることが確認できる。

また、前述の月額変更届を見ると、昭和 39 年 3 月、40 年 6 月、42 年 2 月、43 年 2 月及び 44 年 1 月の随時改定の基となる算定基礎月（前 3 か月）の報酬額の平均額は、それぞれの随時改定月の改定前の標準報酬月額より高いことが確認できるものの、算定基礎届を見ると、昭和 39 年から 43 年までの定時決定の基となる算定基礎月（各年 5 月から 7 月まで）の報酬月額の平均額は、40 年の定時決定の基となる算定基礎月の報酬月額の平均額を除き、改定前の標準報酬月額より低くなっていることが確認できる。

さらに、申立人は、「自分を含めて申立事業所で給与が減額された者はいな

いと思う。」としているが、オンライン記録により申立期間において申立事業所に係る厚生年金保険加入記録がある者で2回以上標準報酬月額が改定されている70人（申立人を除く。）のうち、直前の期間の標準報酬月額に比べ、標準報酬月額が1等級ないし2等級下がっている者は31人確認でき、これらの者も長期的に見れば、標準報酬月額は増加しているほか、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が申立事業所で同じ業種であったとする同僚（女性）及び申立人と同年代の男性に係るオンライン記録の標準報酬月額と比べても、不当に低額であるとは言えない。

加えて、申立事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な事務処理は見当たらないほか、申立事業所は、「申立期間当時の賃金台帳は既に廃棄しているが、申立人の給与からオンライン記録どおりの標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除していたと思う。」としている。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを示す関連資料（給与明細書等）は無く、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和26年2月1日から28年2月28日まで

私は、昭和26年2月から28年2月末までA事業所に勤務した。

自分の年金記録を確認したところ、同事業所に係る厚生年金保険加入期間について脱退手当金を受け取っている記録となっている。

しかし私は、当該脱退手当金を受け取った記憶は無く、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給された記録が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日は、通算年金制度創設（昭和36年4月1日）前であり、申立事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 11 月 26 日から 30 年 5 月 17 日まで
② 昭和 30 年 5 月 17 日から同年 8 月 5 日まで
③ 昭和 30 年 10 月 19 日から同年 10 月 30 日まで

私は、昭和 29 年 11 月 26 日から 30 年 8 月 4 日まで A 所有の B 丸（昭和 30 年 5 月 17 日に A から C に所有者変更）に乗船し、また、同年 10 月 19 日から同年 10 月 29 日まで D 社所有の E 丸にも乗船していた。

船員手帳にも乗船した記録が記載されているにもかかわらず、船員保険の記録と相違しているため、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②について、申立人が所持する船員手帳を見ると、申立人は、昭和 29 年 11 月 26 日から 30 年 5 月 17 日までの期間は A、同年 5 月 17 日から同年 8 月 4 日までの期間は C が所有する B 丸に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、A に係る船員保険被保険者名簿及び索引簿（船員保険船舶所有者名簿）を見ると、A は、昭和 24 年 9 月 20 日に適用船舶所有者となり、25 年 6 月 30 日に適用船舶所有者でなくなっており、申立期間①当時は適用船舶所有者ではないことが確認できる。

また、A に係る船員保険被保険者台帳を見ても、申立人に係る船員保険加入記録は確認できない。

さらに、申立期間②について、オンライン記録及び索引簿を見ても、「C」名での船員保険の適用船舶所有者としての記録は確認できない。

- 2 申立期間③について、申立人が所持する船員手帳の D 社に係る記録を見ると、申立人は、昭和 30 年 10 月 19 日から同年 10 月 29 日まで同社が所有す

るE丸に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、申立事業所における同僚調査の結果、「D社では、臨時雇用の船員は船員保険に加入させていなかった。」と回答している同僚がいることから、同社では、臨時雇用の船員については船員保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、D社に係る船員保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、申立期間③において被保険者証記号番号に欠番も無い。

さらに、D社に係る船員保険被保険者台帳を見ても、申立人についての船員保険加入記録は確認できない。

- 3 このほか、申立人は、船員保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月 1 日から 37 年 8 月 7 日まで
② 昭和 38 年 6 月 10 日から 39 年 12 月 10 日まで
③ 昭和 41 年 2 月 1 日から同年 11 月 12 日まで

私が、昭和 35 年 7 月 1 日から 37 年 8 月 7 日までの期間及び 38 年 6 月 10 日から 39 年 12 月 10 日までの期間に勤務した A 社、並びに 41 年 2 月 1 日から同年 11 月 12 日まで勤務した B 社に係る厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受け取ったことになっているが、私は脱退手当金を受給した覚えは全く無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の押印が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。